

(仮称) 子ども条例検討に当たっての論点整理シート

取扱注意

令和6年度
第1回狛江市子ども・若者・子育て会議
資料4-1

条例制定の目的

・子どもの視点に立った施策を総合的に推進していくために、子どもに関する各分野において、重視すべき基本的視点を一元的に規定するとともに、狛江市の子どもたちの権利の保障や、心も体も健やかに育つ環境整備のためにも、その理念を市全体で共有する仕組みになるものとして制定する。

- なぜ狛江市で条例が必要か～
- ・子どもの権利条約に基づき、こども基本法が制定されており、市において条例を検討する際には、条約と法の関係を基に検討を行う必要がある。あわせて、東京都こども基本条例の考え方を踏まえて、(仮称)狛江市子ども条例を制定していくことになる。
- ・子どもの生きる権利や育つ権利、心も体も健やかに育つ環境整備のために、子どもの身近な生活の場である基礎自治体において、子どもの権利条約やこども基本法、東京都こども基本条例などを踏まえた条例を制定し、実践していくこと、また、行政や関係機関だけでなく、市民を含めた市全体で、子どもへの理解と関心を深めていくためにも市として条例を制定する意義がある。

他自治体事例

※町田市検討資料抜粋・転載

自治体名	東京都内												
	東京都 こども基本 条例	世田谷区 子ども条例	目黒区 子ども条例	調布市 子ども条例	豊島区 子どもの権利 に関する条例	日野市 子ども条例	小金井市 子どもの権利 に関する条例	西東京市 子ども条例	江戸川区 子どもの権利 に関する条例	多摩市 子ども・若者 の権利を保障 と支援と啓蒙 を推進する 条例	中野区 子どもの権利 に関する条例	武蔵野市 子どもの権利 に関する条例 (仮称)	川崎市 子どもの権利 に関する条例
施行日	2021.4.1	2002.4.1 最新改正 2020.4.1	2005.12.1 最新改正 2013.10.1	2005.4.1	2006.4.1 最新改正 2018.1.1	2008.7.1	2009.3.12	2018.10.1	2021.7.1	2022.4.1	2022.4.1	2023.4.1 予定	2001.4.1 最新改正 2005.3.24
子どもの定義	18歳未満、 その他	18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満、 親用で定める者	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	おおむね30歳	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他
条例の構成													
前文の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
具体的な子どもの権利の条文 (章・条)の数	(17条)	6章(32条)	4章(22条)	6章(22条)	8章(37条)	6章(23条)	6章(17条)	6章(27条)	(前文記載) (11条)	(11条)	6章(28条)	-	8章(41条)
取組の主な内容													
子育て・家庭支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遊び場・居場所づくり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
育ち・学ぶ環境整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域に関すること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子どもの健康	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子どもの意見表明・参加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
いじめ防止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
虐待・体罰の防止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
相談・救済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
権利擁護の仕組み		人権擁護委員	子どもの権利 擁護委員		子どもの権利 擁護委員		子どもオンブ ズパソン	子どもの権利 擁護委員	子どもの権利 擁護委員		権利救済委員	子どもオンブ ズパソン 相談・調査等 委員会、第三者 調査委員会の 設置	川崎市人権オ ンブズパソン
子どもの安心・安全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
普及・啓発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
取組の主体													
家庭・保護者の役割・責務		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育機関等の役割・責務		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市民・地域の役割・責務		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業者の役割・責務		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自治体の役割・責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おとなの役割・責務		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子どもの役割・責務		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
推進の仕組み													
計画の策定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
推進体制の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
評価・検証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

条例に盛り込む要素例

【構成】前文 + 子育て支援、居場所づくり、育ち・学ぶ環境整備、子どもの意見表明、子どもの社会参加、いじめ・虐待の防止、相談体制、普及啓発、計画の策定…etc
【主体】市民・地域・事業者・行政・教育機関の役割・責務
【対象】市内の子ども（0歳～18歳未満）

現状の関連取組

- ・狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の制定
- ・人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例の制定
- ・地域課題解決型子ども議会事業の実施
- ・市長を囲む会の実施 …など

子どもの権利条約 4つの基本原則



生命、生存及び発達に対する権利
(命を守られ成長できること)



子どもの意見の尊重
(子どもが意味のある参加ができること)



子どもの最善の利益
(子どもにとって最もよいこと)



差別の禁止
(差別のないこと)

出典：日本ユニセフ協会の資料から作成

《論点例》

- ・(仮称)子ども条例を制定するに当たって、大切にしたい視点について
- ・子どもたちの権利の保障や、心も体も健やかに育つ環境整備のために、必要な要素・キーワードについて